

# 企画競争実施の公示

令和 6 年 7 月 18 日  
国土交通省北海道運輸局観光部長 村上 浩之

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名及び概要

北海道における中小規模宿泊施設の持続可能な人手不足解消に向けた実証事業

地方部の中小規模宿泊施設をモデルとして選定し、施設が専門家とともに作成する実施計画に基づいて、労働環境改善、求人活動を実行することで人手不足解消に繋がるか実証を行う。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 7 年 2 月 28 日

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)

(3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

(6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

## 3. 手続等

### (1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階

国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 酒井 安孫子

TEL:011-290-2700 E-Mail: [hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp)

### (2) 説明書及び仕様書等の交付期間

令和 6 年 7 月 18 日から 令和 6 年 8 月 6 日まで、

説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(1)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

### (3) 企画提案書等の提出期限及び方法

令和 6 年 8 月 7 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

原則として、電子メールにより提出すること。

※ メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

### (4) 説明会の有無、日時及び場所

説明会実施の日時、場所は別途連絡します。

### (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

### (6) 事業者の決定

令和 6 年 8 月 14 日(予定)

## 4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。

(4) その他の詳細は説明書による。

北海道における中小規模宿泊施設の持続可能な人手不足解消に向けた実証事業  
仕様書（案）

## 1 概要

### 1.1 事業の目的

令和4年10月の入国規制緩和後、全国で急速にインバウンドが回復する中、コロナ禍による旅行需要、旅行形態の変化やコロナ禍前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させるため、令和5年3月31日に観光立国推進基本法に基づき新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。

この基本計画においては「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードとして掲げ、我が国の観光を持続可能な形で復活させ、全国に観光の恩恵を行き渡らせるため地方の果たす役割は大きい。

コロナ禍後、地方の経済や雇用の担い手となる観光産業では、デジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人手不足、人材不足といった積年の構造的課題が、中小規模宿泊施設で一層顕在化した。宿泊産業は、労働生産性が全産業平均の約4割、宿泊業・飲食サービス業の欠員率は全産業平均の約2倍となっているため、業務の最適化、省力化の検討を行いつつ目の前の人手不足対策を行うことが重要となっている。

本事業では、待遇・労働環境改善等による従業員の定着力強化に取り組もうとしており、採用力強化が課題となっている宿泊事業者をモデルとして選定し、施設が専門家とともに作成する実施計画に基づいて、労働環境改善、求人活動を実行することで人手不足解消に繋がるか実証を行う。

### 1.2 業務の内容

人手不足に陥っている地方部の宿泊施設を選定し、宿泊や労働分野等の専門家が施設の現状分析、事前評価、課題の整理を行い、宿泊施設が実行する人手不足対策を後押し、事後評価と今後の対策検討までフォローアップを行い、一連の取組をとりまとめる。

#### (1) モデル地域・宿泊施設を選定

地方部から2地域各1施設以上を選定理由とともに提案すること。

##### 【留意事項】

- ① 施設規模は中小とし、うち1つは温泉旅館を含めること。また市町村が移住・長期滞在促進の取組を実施している所在地の施設を含めること。
- ② 旅行者の口コミ対策、地域での観光客受入に向けた取組を行っている施設を対象とする。
- ③ 選定する施設の労働環境やこれまでの求人活動といった人手不足に関する取組を考慮の上、有効と想定される人手不足対策を実施することとし、他地域での再現性を念頭に置くこと。

#### (2) 専門家の選定、宿泊施設の現状分析・事前評価、人手不足対策の実施計画作成

- ・ 専門家を選定理由とともに提案すること。
- ・ 受託者は分析する項目、事前評価する手法を提案すること。
- ・ 受託者と専門家は現状分析を行い、専門家は現状分析をもとに事前評価を行う。
- ・ 受託者と専門家は、事前評価を踏まえ、施設を伴走支援して、人手不足対策の実施計画を作成する。

##### 【留意事項】

- ① 専門家は、宿泊や労働分野等を基本とするが、それ以外の分野とすることを妨げない。

- ② 専門家は現場訪問とリモートを併用して効率的な支援を行うこと。
- ③ 現状分析する項目には、求人活動、施設・労働環境、従業員教育（標準作業手順書）を含めること。
- ④ 求人対象についてはあらゆる可能性を検討し、優先順位をつけること。
- ⑤ 行政機関の支援策活用や低予算で参加できる合同企業説明会等、他の地域・施設でも再現性の高い取組を含めて検討すること。
- ⑤ 実施計画の中には、市町村と連携して移住イベントへの参加を含めること。
- ⑥ 1施設だけでなく地域単位での方策も可とする。

【実施時期】 1.2 (1)～(2)は令和6年10月中旬まで

### (3) 実施計画に基づく取組の実行

施設は実施計画に基づき、人手不足対策事業を受託者・専門家の伴走支援を受けながら実行する。

【実施時期】 1.2 (2)の実施計画作成後～12月末まで

### (4) 事後評価とフォローアップ

専門家は1.2 (3)の取組の事後評価と今後の人手不足対策について助言する。

【留意事項】 実施内容について客観的に事後評価する手法について提案すること。

【実施時期】 令和7年2月14日（金）まで

## 2 企画提案と業務運営に関する留意事項

### (1) 企画提案について

- ① 業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法、調査目標等）。過去に類似の調査（観光以外の分野を含む）を実施した実績がある場合は、可能な範囲でその内容を活用すること。
- ② 業務実施体制、作業工程
- ③ 企画競争参加者の概要等
- ④ 参考見積（概算・消費税含む）
- ⑤ 再委託等の有無及び予定

### (2) 業務運営について

- ① 北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。
- ② 情報共有
  - ・ 本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- ③ 業務遂行
  - ・ 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
  - ・ 業務遂行にあたり必要な企画、調整、手配、運営等の一切を行うこと。
  - ・ 必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。

- ・ 作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに北海道運輸局と協議の上、対処するものとする。
- ④ 再委託
  - ・ 再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- ⑤ 成果目標
  - ・ 実証地域 2地域、参加宿泊施設 2施設、取組の効果による採用（予定含む）4名
  - ・ 合同企業説明会等イベント参加 4回なお、上記成果指標項目以外に追加で適切な指標があれば提案すること。
- ⑥ 費用負担
  - ・ 施設が実施する人手不足対策事業に要する経費については、本事業費で負担する。
- ⑦ 資料、成果品等の作成
  - ・ 本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。
  - ・ 納品された成果品等の著作権は北海道運輸局に帰属する。また、成果品は北海道運輸局等のWEBサイトや各種情報提供媒体、観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製できるものとする。
  - ・ 制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受注者が負うこととする。

(3) 履行期限 令和7年2月28日（金）

(4) 成果品

事業実施報告書には、本事業で制作した資料を含め、目標の達成状況、本事業の取組が詳細に把握できる内容とすること。

- ① 事業実施報告書（A4縦判、カラー）2部
- ② 事業実施概要報告書（A4横判、カラー、PowerPoint）
- ③ ①②の電子データ

※ ただし、②については、形式を変更する場合があるため、その場合には北海道運輸局の指示に従うこと。

3 成果品の提出期限 令和7年2月28日（金）

4 成果品の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階

国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課

5 監督職員 北海道運輸局観光部観光企画課専門官